

令和6年度八千代市立村上東中学校
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
令和6年 4月 1日改訂

〔関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)〕

はじめに

学校は、安全・安心を基盤として、子どもたち一人一人が大切にされ、生き生きと生活できる場でなければならない。しかし、「いじめ」が大きな社会問題となっている現在、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が強く学校に求められている。

平成25年9月28日に、いじめ防止対策推進法が施行された。これに伴い、「学校いじめ防止基本方針」を策定することとなった。いじめを未然に防止し、子どもたちに安心して学校生活を送らせるためには、学校・家庭・地域社会・関係機関の連携・協力は欠かせない。

本校は、「気力たくましく、人間性豊かな生徒の育成」を学校教育目標とし、子ども同士の温かい人間関係づくりと、自立的に生きる生徒の育成に取り組んでいる。具体的な生徒像として、「互いに尊重し合い、他者の良さを見いだすことができる生徒」、「個と集団を意識して、責任ある行動のとれる生徒」の育成を目指し、取り組んでいるところである。しかし、日々の生活の中で、些細なことから人間関係にひびが入り、いじめに発展するケースがあることは否定できない。したがって、いじめを未然に防ぐと共に、いじめに早期発見・早期対応できる体制を整え、生徒の指導にあたることは、学校の責務である。

上記を踏まえ、ここに本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ等の防止対策を行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの学校でも、どの生徒でも起こりうるという認識のもと、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

(2) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法第二条より」

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、対処にあたっては、被害生徒の立場に立って正確・丁寧に情報を収集し、適切な情報提供を行う。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員、対応内容

①日常組織(常設組織)

組織名称：運営委員会 週1回定例会議

構成員：校長、教頭、教務、学年主任、養護教諭、生徒指導主事

対応内容：情報収集と情報交換、教職員の共通理解事項の確認

②日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導部会 週1回定例会議

構成員：教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当
(スクールカウンセラー)

対応内容：情報収集と情報交換、教職員の共通理解事項の確認

③いじめの疑いに係わる情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ問題対策委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
学級担任、部活動顧問

※重大事態発生時は、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等、校長が必要と判断したものを加えることができる。

対応内容：事実確認、情報の共有化、指導・支援の対応方針決定、子どもへの指導・支援、保護者への支援、関係機関との連携

(2) 教職員以外で招集することが考えられる構成員

- ①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)
- ②福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)
- ③地域の実情を把握している者(民生児童委員)

※重大事案には、必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)の派遣を要請する。また、状況により市教委と相談し派遣を要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①生徒

- ・「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間を通して行う。特に4月の啓発強化月間に際して、社会情勢からSNSやスマートフォンの扱いについての啓発集会に積極的に取り組む。
- ・生徒会を中心として「いじめゼロ宣言」を実施する。
- ・ポスターの掲示等を通して、いじめは許されない行為であるという認識を高める。
- ・発達障害を含む障害のある生徒等、特に配慮が必要な生徒に関しては、適切な指導・支援を実施するとともに、共生社会の実現を意識した啓発活動を全校で行い、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うために、一人一人がそれぞれの役割や責任を自覚を持てるよう支援する。併せて教職員からも合理的配慮が授業でもなされるよう取り組む。

②保護者

- ・年度始めの保護者会における学級経営説明の中に、いじめに対する考え方、予防方法、相談体制、発生時の対処方法などについて説明をする。
- ・授業参観および懇談会において、いじめによる弊害を積極的に啓発する。

③地域、その他

- ・学校だよりやホームページにおいて、いじめに繋がるSNSやスマートフォン啓発集会や、いじめの未然防止や早期発見への取組等について紹介する。
- ・下校後の校外での生活において、いじめの発見や好ましくない遊びについて学校への連絡や関係機関への通報等の協力依頼を行う。

(2) 教職員について

①日常の取組

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。(不適切な発言、体罰の禁止)
- ・生徒の呼名については、「～くん・～さん」をつけるなど、一人一人を大切にすることを教職員が示すことで、生徒のいじめ防止に繋げる。
- ・校長・教頭は、日常の授業参観を通して、教師と生徒、生徒と生徒との好ましい人間関係の構築に寄与するよう働きかける。

②研修

- ・人権尊重やいじめ問題に関する研修を行い、教職員の意識の向上を図る。
- ・モラルアップ委員会が中心となった不祥事防止研修会を開催し、教職員の不適切な発言や体罰によるいじめの助長を根絶し、いじめ防止に対する意識を高める。

(3) 学習指導全般について

- ・「生徒指導の機能を生かした」授業づくりを推進し、生徒一人一人に自己存在感や自己肯定感を持たせ、やる気を引き出す授業づくりを行う。
- ・グループ活動等、授業形態の工夫をすることにより、共感的な人間関係を育み、生徒が互いに尊重し合い、他者の良さを見いだすことができる授業づくりを行う。

(4) 道徳教育等について

①道徳授業について

- ・週1回の道徳授業の充実を目指し、大切に進める。
- ・「考え、議論する道徳」を意識して内面を耕し、道徳的実践力を高める指導を展開する。(旅行行事や、合唱コンクール、体育祭、職場体験など学校行事と連携した内容の充実)
- ・初若年研修会として道徳授業を展開し、道徳指導力の向上を全職員で研修するとともに、生徒の道徳的実践力の育成に繋げる。

②教育活動全体を通して

- ・道徳の時間、特別活動の時間、学校行事等との包括的全体計画を立案し、実施する。
- ・道徳的習慣と道徳的行為が身につくまで、繰り返し継続的に指導する。

(5) 生徒会活動等について

- ・学校、学年行事を生徒会や実行委員会が中心となって運営することで、心を一つにできる行事とする。
- ・「いじめゼロ宣言」を生徒会で話し合い、全校が統一していじめを起こさないという取組にしていく。
- ・子どもサミットや生徒会活動で、地域との交流や地域への貢献活動を行い、自尊感情を高め、他者との交流の大切さを学ぶ機会をつくる。

(6) 部活動、その他の活動について

- ・教育活動の一環であることを全教職員が共通理解して指導にあたる。
- ・生徒同士のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。
- ・年度当初の顧問会議において、時期に応じた指導のねらいを明確にすることや、指導にあたっての共通ルールを確認する。
- ・勝利至上主義の指導等により、生徒に不要なストレスを与えることがないように充分留意して指導にあたる。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

- ・教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 発達障害を含む、障害のある生徒等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災や令和6年能登半島地震により被災した生徒等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している生徒等（以下「被災生徒等」という。）については、被災生徒等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(8) 配付端末（PC・タブレット等）について

- ・一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)
※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)
※緊急調査を実施する場合有り
- ③八千代市教育委員会主体の調査について
 - ア 目的 いじめの早期発見
 - イ 期日 6月初旬頃
 - ウ 方法 生徒対象 質問紙による
質問紙作成：教育委員会 集計、分析：当該校教職員
 - エ 報告 集計後、教育委員会指導課へ提出 7月中旬頃
重大事態と判断される場合は直ちに報告
 - オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応
※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

ア 目的	いじめの早期発見
イ 期日	第1回 11月頃 第2回 2月頃
ウ 方法	生徒対象 学校独自質問紙による (Web 回答)
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応	項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

ア 目的	いじめの早期発見
イ 期日	第1回 5月頃 第2回 9月頃 第3回 1月頃
ウ 方法	生徒対象
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応	項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・ 登下校時の様子については、学年副担任、部活動顧問、管理職で観察する。特に登校時間間際での登校が目立つケースでは職員で連携をとり対応する。
- ・ 学級担任は朝の健康観察で生徒の表情や体調不良の頻繁な訴え等に十分留意する。
- ・ 教科担任は、授業中のグループ活動時の人間関係を注意深く観察する。気になる点があれば必ず学級担任や学年職員に報告・連絡・相談をする。
- ・ 授業中、他の生徒への冷やかしやマイナス発言等に留意し、適切に指導する。
- ・ 授業時間以外の時間における生徒の人間関係について観察したり、一緒に活動したりすることによって、いじめとの関連がないか留意する。特に、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
- ・ 校長、教頭は日頃から教室訪問等を通して、生徒の人間関係について情報を積極的に収集するよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・ 年度始めの授業参観および懇談会等の機会を利用して、子どものことで些細なことであっても気がかりなことがある場合は、学校への連絡をお願いする。
- ・ 学校からも生徒の人間関係について気になることがある場合は、家庭への連絡を積極的に行うことの協力体制を依頼する。併せてPTAの協力を得て、組織的にいじめ問題に取り組めるよう、日頃から協力体制の構築を図る。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談通報してきた生徒には、誠実に対応することを心がける。

②学校以外

年度当初、全生徒へ、SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、生徒と保護者に紹介する。

「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-9588	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター・フレンド八千代	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)8:30～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00

千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・年度当初の全校集会，学年集会，学級活動において，相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。

6 いじめを認知した場合の対応について(重大事態ではない場合)

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者（通報を受けた者）は，事実確認が十分でなくとも報告する。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事
↙ 教頭→校長

(2) 対応について

①認知について

- ・報告を受けた担任は，いじめを受けていると思われる生徒の心情に寄り添い早期に情報収集する。
- ・学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策組織に対し，当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・運営委員会及び生徒指導部会等の常設組織で情報収集し，いじめとして対応すべき事案かどうかの判断をする。判断すべき情報が不足していると思われる場合には，組織でさらに情報の収集に努める。
- ・校長・教頭へ報告し，校長は最終的判断をする。

②いじめと判断した後の対応

- ・いじめ問題対策委員会において対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた生徒の心情を理解した具体的な対応をする。
- ・いじめを行った生徒や周辺の生徒への聞き取り調査を適切に行う。
- ・いじめを行った生徒が，いじめを受けた生徒や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた生徒の保護者および，いじめを行った生徒の保護者には，できるだけ早い段階で事実を伝え，情報提供を行い，早期解決のための理解と協力を求める。
- ・事後観察を十分に行い，いじめの再発防止に努める。
- ・いじめの内容によっては，関係諸機関への情報提供や協力依頼を行い，いじめの早期解決に努力する。

(3) いじめ解消について

- ・ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とせず、注意深く経過を観察し判断する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意する。

【いじめが解消している状態】 (国基本方針より)

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者に被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・ なお、いじめが解消した上で生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒はじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

7 指導について

(1) いじめを受けた生徒へのケア・保護者への支援について

- ・ いじめを受けた生徒の安全を確保することを第一に考え、安心感を与えるように対応する。
- ・ スクールカウンセラーによるカウンセリングをはじめとする心のケアを行うとともに、いじめを受けた生徒の心の健康回復が早期に行えるよう組織で対応を心がける。
- ・ いじめを受けた生徒の保護者に対しては、事実が確認できしだい家庭訪問や電話連絡などによって事実関係を説明し、今後の対応について生徒の健康回復の方法を話し合い、連携していくよう努力する。

(2) いじめを行った生徒への指導・保護者への助言について

- ・ いじめは人権を損なう行為であることを理解させるとともに、いじめを行ったことに対する責任の重大さを自覚させ、いかなる時も、友人への人権を損なうようないじめは絶対に行ってはいけないことを理解させる。
- ・ いじめを行った生徒の担任や関係教職員が家庭訪問や電話連絡等を行って事実関係を報告するとともに、今後、同じ行為が再発しないように対応について家庭と協力して生徒の指導にあたることを確認する。

- ・いじめの背景にあるものを探り、当該生徒の心のケアを行う必要性についても留意する。
- ・必要に応じて八千代警察署等、関係機関と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・いじめに直接関わらなくとも、いじめの事実を知っていながら止められない、通報できないことも間接的にいじめに関わっていることを考えさせ、いじめられている立場に立って通報する勇気の大切さを理解させる。
- ・必要に応じて、学年集会や全校集会を実施して、いじめの及ぼす影響について指導を行い、いじめが広がらないように適切に対応する。

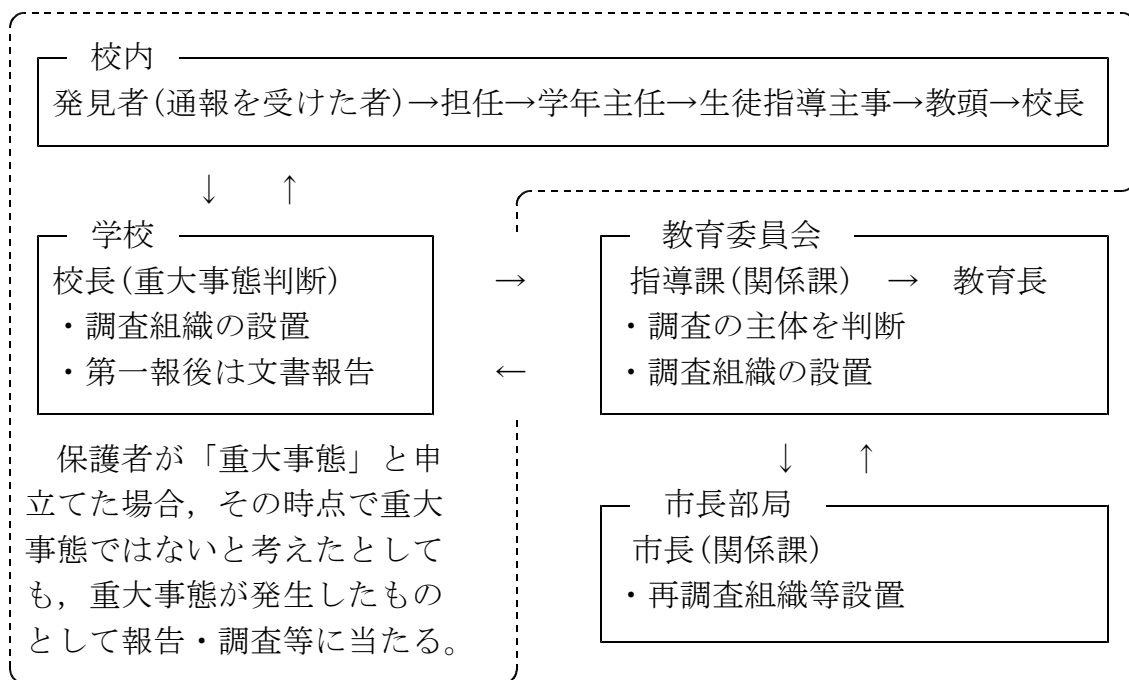
8 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



(3) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、生徒への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査にあたっては、いじめを受けた生徒の保護者等への情報提供をする旨を、在校生とその保護者に説明してから実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告(教育委員会から市長へ報告)する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改定版)(平成26年7月改定 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会の調査組織が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表, 点検, 評価等について

(1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針概要掲載 4月
- ②年度当初「学校だより」等への公表の掲載 4月

※本基本方針の詳細について、保護者や地域から開示の要望があった場合、校長の判断により公表する。

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 12月頃

②学校評議委員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議委員会開催時

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。 2月頃

学校評価では、いじめの有無やその多寡に加えて、日常の生徒理解や教育相談体制、いじめの未然防止や早期発見の取組み、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応について評価・点検し、いじめに限らず、学校の教育活動全体における生徒指導関連の取組状況や達成状況についても、評価結果を踏まえてその改善に取り組めるよう教職員に周知徹底する。

(4) 改訂について

本基本方針は国や県及び市の基本方針を参酌し、その整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。